

訪問介護における院内介助の取扱いについて

※ 標記について、本市の取り扱いに変更はありませんが、問合せが多く寄せられていることから、再度お知らせするものです。

標記については、「『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係について」（平成15年5月8日老振発第0508001号、老老発第0508001号）において、「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる」とされているところです（ただし、「通院等のための乗車又は降車が中心である場合」の院内介助については、「通院のための乗車又は降車の介助」として包括して評価されます。）。

院内介助が認められる場合については各保険者の判断となりますが、本市では、院内介助については、次の条件を全て満たした場合のみ算定を可能としております。

- 1 心身状況から院内での介助が必要であること。
- 2 医療機関に対して、院内での対応を要請し、対応できない旨の回答を得たこと。
- 3 利用者が独居で、かつ、介護する家族等が近隣にいないこと。また家族等が同居もしくは近隣に住んでいても要介護状態等で介護できないこと。
※ 近隣とは、公共交通機関等で30分以内に利用者宅に行くことができる場所を目安といたします。
- 4 他の手段（ボランティア等介護保険外のサービス等）を利用できないこと。
※ 金銭的理由から利用できないという場合は原則認められませんが、生活保護世帯等明らかな生活困窮が認められる場合は認めることとします。

【院内介助を行う場合に留意する点】

- ① 個別のアセスメントを踏まえて必要最小限のやむを得ない範囲で行うこと。
- ② 1～4の手続きを経たことをケアプラン等に記録すること（別紙記録票例参照）。
- ③ 診察室内での介助は例外なく算定不可となること。
- ④ 単なる待合所での付添時間は算定不可となること（実際の介助が必要）。

この文書に記載されている条件等を満たさずに院内介助を算定した場合、当該介護報酬は返還となりますので、十分にご留意のうえサービスを提供してください。

